

中間検査を引き続き実施します

—— 対象となる建築物に変更はありません ——

福山市では、建築基準法第7条の3第1項第2号により中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を指定しています。

現在の指定（令和2年福山市告示第372号）は、中間検査を行う期間を2023年（令和5年）12月31日までとしていますが、このたびこの告示を変更し、**2026年（令和8年）12月31日まで中間検査を継続**することとしました。（令和5年福山市告示第561号 2024年（令和6年）1月1日施行）

中間検査を行う建築物

- 棟ごとに新築する戸数が1の住宅（居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満であるもの又は居住以外の用に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。）
- 棟ごとに新築する階数が3以上の共同住宅（建築基準法第7条の3第1項第1号に規定する工程を含むものを除く。）又は長屋

その他

- 中間検査を行う期間以外の指定内容に変更はありません。
- 建築基準法第18条第2項又は第85条の規定の適用を受ける建築物は除外されます。
- 中間検査の指定に関する具体的な内容は、福山市のホームページをご覧ください。

URL : <https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kenchiku/1999.html>



スマホ用 QR コード



お問合せ先

福山市建設局建築部建築指導課

電話番号 (084) 928-1103

メールアドレス kenshi@city.fukuyama.hiroshima.jp